

# ～被害に遭わないようにするために～ (小学生編)

R4版 神戸市教育委員会

## 事例1 女の子向けスマホゲームによる被害

### 【犯行手口】

- ① ゲームアプリの掲示板にLINEのスタンプ無料提供を呼びかける
- ② 無料提供の呼びかけに応じた女子児童とLINEでやり取りをする中で、裸の写真を撮って送るよう脅迫
- ③ 別のスマートフォンを使い、同年代の女子児童になりすまして不安を煽るとともに、裸の写真を送った方がいいと要求に従うよう仕向ける
- ④ 女子児童から送信させた裸の画像を元に、別の女子児童になりすまして第三者に提供(児童ポルノ画像が拡散)



**【被害実態】** ・100人以上の女子児童が画像を送信  
・呼び出されて性被害を受けた女子児童も

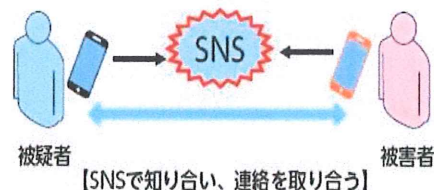
**【検挙】** 被疑者を強制わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等により検挙

**犯罪者に手の込んだ手口を使われると子供だけで手に負えないことがあります。親、先生、警察にすぐ相談を！**

## 事例2 SNSを通じた出会いからの被害

### 【犯行手口】

- ① SNSを通じて、被疑者と女子高校生が知り合う
- ② メール等のやり取りを通じて、被疑者と女子高校生が実際に会う約束をする



### 【被害実態】

山中に車で連れて行かれ殺害される

### 【検挙】

被疑者を殺人・死体遺棄で検挙

### 【その他】

平成28年には、SNSの利用に起因して  
略取誘拐の被害に遭った児童が全国で20人！



**犯罪者は理解者のふりをして、子供に近付いてきます！実際に会うのは危険です！**

## スマートフォン・SNS等のトラブルを防ぐルールづくり方

スマートフォンやSNSの利用により、子供たちが被害者や加害者になるケースが問題となっています。特に夏休み等の長期休暇では、スマートフォンの利用時間が増えますので、非行への誘いやわいせつなどを目的とした連れ去り等のトラブルを防ぐために、年齢にあわせたルールを子供たちとつくっておきましょう。

### ☆ 4つの約束 ☆

#### ① SNSの使い方

- ・個人が特定される情報を書き込まない。
- ・知らない人と電話やメール等の交換をしない。
- ・下着姿や裸の写真を撮らない、送らない。
- ・SNSなどで知り合った人と直接会わない。

#### ② 家庭のルールをつくりましょう。

- ・利用時間や利用料金を決めましょう。
- ・SNSには、利用推奨年齢が設けられていますので守るようにしましょう。

#### ③ 困ったことがあれば相談しましょう。

- ・SNSなどで知らない人から誘われたり、嫌なことや不安なことがあれば、家の人や先生など大人の人に相談しましょう。

#### ④ フィルタリングを利用しましょう。(保護者の方へ)

- ・子供が必要とするアプリは使用できる状態のまま、簡単な設定により、有害サイトへのアクセスや利用時間の制限ができます。
- ・フィルタリングの利用は、青少年愛護条例で原則義務化されています。

### ☆ 困った時の相談先 ☆

- こころべっ子悩み相談いじめ・体罰・こども安全ホットライン 0120-155-783 (24時間対応)
- ひょうごっ子悩み相談 0120-783-111 0120-0-78310 (月～金 9:00～17:00 土日祝・12/29～1/3は休み)
- ひょうごっ子SNS悩み相談 (LINEでの悩み相談) (17:00～21:00)
- 兵庫県警察本部少年課「少年相談室ヤングトーク」 0120-786-109 (平日9:00～17:00)
- 兵庫県警サイバー犯罪対策課 ☎ (078) 341-7441
- 消費者ホットライン (高額請求等) ☎ 188

# ～被害に遭わないようにするために～ (中高生編)

R4版 神戸市教育委員会

## 事例1 19歳イケメン大学生になりすました犯行

### 【犯行手口】

- 19歳の大学生モデルになりすました被疑者が、ネット掲示板に書き込まれた(公開された)LINEのIDを通じて女子中学生と知り合う(お互いにLINEのIDを交換)
- 女子中学生のLINEグループに招待してもらう
- LINEグループ内の女子中学生等から裸の画像を送信させる(これを繰り返す)

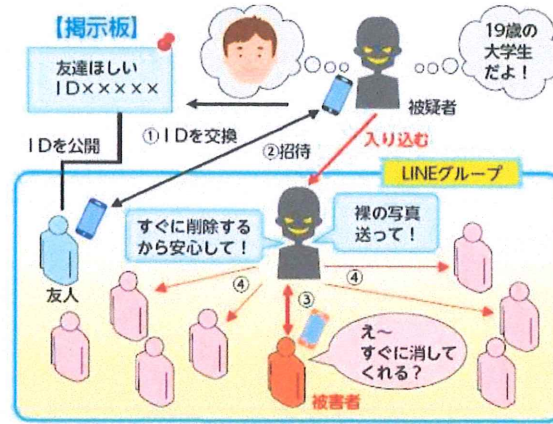
### 【被害実態】

- 約130人の女子児童が自分の裸の写真を送らせられる
- 裸の写真を送られた小学生もいる

### 【検挙】

46歳の被疑者を児童買春・児童ポルノ禁止法違反により検挙

**友達の友達は「知っている人」ではありません。あなたを狙う犯罪者かもしれません！**



総計約1,600人の児童とやり取り

## スマートフォン・SNS等のトラブルを防ぐルールづくり方

スマートフォンやSNSの利用により、子供たちが被害者や加害者になるケースが問題となっています。特に夏休み等の長期休暇では、スマートフォンの利用時間が増えますので、非行への誘いやわいせつなどを目的とした連れ去り等のトラブルを防ぐために、年齢にあわせたルールを子供たちとつくっておきましょう。

### ☆ 4つの約束 ☆

#### ① SNSの使い方

- 個人が特定される情報を書き込まない。
- 知らない人と電話やメール等の交換をしない。
- 下着姿や裸の写真を撮らない、送らない。
- SNSなどで知り合った人と直接会わない。

#### ② 家庭のルールをつくりましょう。

- 利用時間や利用料金を決めましょう。
- SNSには、利用推奨年齢が設けられていますので守るようにしましょう。

#### ③ 困ったことがあれば相談しましょう。

- SNSなどで知らない人から誘われたり、嫌なことや不安なことがあれば、家の人や先生など大人の人に相談しましょう。

#### ④ フィルタリングを利用しましょう。(保護者の方へ)

- 子供が必要とするアプリは使用できる状態のまま、簡単な設定により、有害サイトへのアクセスや利用時間の制限ができます。
- フィルタリングの利用は、青少年愛護条例で原則義務化されています。

### ☆ 困った時の相談先 ☆

- こうべっ子悩み相談いじめ・体罰・こども安全ホットライン 0120-155-783 (24時間対応)
- ひょうごっ子悩み相談 0120-783-111 0120-0-78310 (月～金 9:00～17:00 土日祝・12/29～1/3は休み)
- ひょうごっ子SNS悩み相談 (LINEでの悩み相談) (17:00～21:00)
- 兵庫県警察本部少年課「少年相談室ヤングトーク」 0120-786-109 (平日9:00～17:00)
- 兵庫県警サイバー犯罪対策課 ☎ (078) 341-7441
- 消費者ホットライン (高額請求等) ☎ 188

## 事例2 SNSを通じた出会いからの被害

### 【犯行手口】

- SNSを通じて、被疑者と女子高校生が知り合う
- メール等のやり取りを通じて、被疑者と女子高校生が実際に会う約束をする

### 【被害実態】

山中に車で連れて行かれ殺害される

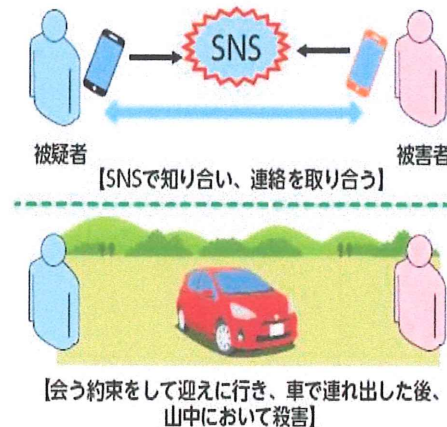
### 【検挙】

被疑者を殺人・死体遺棄で検挙

### 【その他】

平成28年には、SNSの利用に起因して  
略取誘拐の被害に遭った児童が全国で20人！

**犯罪者は理解者のふりをして、子供に近付いてきます！実際に会うのは危険です！**



出典：「子供たちが狙われています！」兵庫県警察